

知調二発第95号  
令和3年8月2日新型コロナウイルス感染症対策本部長  
内閣総理大臣 菅 義偉 様全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部  
本部長 徳島県知事 飯泉 嘉門  
本部長代行・副本部長 鳥取県知事 平井 伸治

## 都道府県境を越える移動の抑制に係る意見

現在、感染力が強いとされる「デルタ株」の影響で、首都圏をはじめ各地でこれまでにない急速な感染拡大となり「感染爆発」と言っても過言でない状況も呈しており、医療や保健所業務等に著しい影響を及ぼし始めている。このため、感染拡大を封じ込めることが急務となっており、人流が増加するお盆の時期を控え、実効性ある「第5波」の抑え込みは一刻の猶予も許さない状況にある。

このため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第20条第2項の規定に基づき、全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部における協議に基づき、以下のとおり意見を提出するので、その迅速な実施についてお取り計らいいただきたい。

## 記

## 1. 都道府県境をまたぐ旅行・移動の原則中止・延期

デルタ株をはじめとした感染力の強いとされるウイルスが、都道府県境を越える往来により感染状況の厳しい地域から全国へ拡散していくことを防ぐため、帰省や旅行等の人の移動が活発になるお盆を含む夏休み期間における都道府県境を越えた往来について、感染拡大防止の観点から本年は慎重に実施するか否かを検討するよう国民に対して求め、可能な限り往来を中止又は延期するよう政府として強く呼びかけること。併せて、やむを得ない事情により都道府県境を越える往来をする場合には、感染拡大防止のための十分な対策を行うよう求めること。なお、全国知事会としても、以上の趣旨を国民に対し呼びかけることとしたところである。

## 2. 影響を受ける観光・交通関係事業者等への十分な配慮

観光・交通関係事業者等については、これまでコロナ禍の影響長期化により観光・交通入込客急減で既に深刻な影響を受けていることに加え、観光・交通需要の書き入れ時となる今夏も上記1のとおりに往来を中止又は延期するよう求めることにより甚大な影響を受けることになることから、国として経営支援等の対策を万全に講じ十分な配慮を行うこと。